

発行者情報

【表紙】	
【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年9月29日
【発行者の名称】	株式会社エスアイイー (SIE Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤 正幸
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田松永町1-8 ビオレ秋葉原ビル3F
【電話番号】	03-6206-8414
【事務連絡者氏名】	取締役 藤井 聖士
【担当 J-Adviser の名称】	宝印刷株式会社
【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】	代表取締役社長 白井 恒太
【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】	東京都豊島区高田三丁目28番8号
【担当 J-Adviser の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.takara-company.co.jp/ir/reference/
【電話番号】	03-3971-3392
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は以下のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社エスアイイー https://sie.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第21期 中間期	第22期 中間期	第23期 中間期	第21期	第22期
会計期間	自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 6 月 30 日	自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日	自 2026 年 1 月 1 日 至 2026 年 6 月 30 日	自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日	自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 12 月 31 日
売上高 (千円)	2,870,911	3,291,076	3,562,115	5,927,685	6,750,367
経常利益又は経常損失(△) (千円)	114,620	108,312	△1,650	218,658	35,170
中間(当期)純利益又は中間純損失(△) (千円)	79,427	75,729	△1,237	153,295	27,506
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
発行済株式総数 (株)	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000
純資産額 (千円)	447,667	432,265	369,064	521,535	384,041
総資産額 (千円)	1,730,260	2,341,314	2,937,162	2,217,229	2,665,520
1株当たり純資産額 (円)	149.16	144.03	122.96	173.79	127.95
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	55.00 (-)	4.58 (-)
1株当たり中間(当期)純利益金額又は1株当たり中間純損失金額(△) (円)	26.48	25.24	△0.41	51.10	9.17
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額 (円)	-	22.32	-	45.18	8.11
自己資本比率 (%)	25.1	18.5	12.6	23.5	14.4
自己資本利益率 (%)	16.5	15.9	-	29.5	6.1
株価収益率 (倍)	-	-	-	13.3	-
配当性向 (%)	-	-	-	107.6	50.0
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	144,817	△74,332	△177,996	228,983	△66,063
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△25,353	△136,368	△86,074	△272,256	△376,356
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△151,968	8,832	321,382	216,064	287,155
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	724,950	728,376	832,679	930,245	774,980
従業員数 (名)	1,126	1,304	1,339	1,187	1,330

(注) 1. 株価収益率については、第21期を除き株式取引の実績がなく、株価の算定ができないため記載しておりません。

2. 第23期中間期の自己資本利益率は、中間純損失を計上しているため記載しておりません。

3. 第21期中間期の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在する

ものの、当社株式は非上場であったため記載しておりません。第23期中間期の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり中間純損失であるため記載しておりません。

4. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
5. 第21期中間期の中間財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第21期及び第22期の財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、監査法人A&Aパートナーズの監査を受けております。第22期中間期及び第23期中間期の中間財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、監査法人A&Aパートナーズの期中レビューを受けております。
6. 当社には子会社がないため、中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結経営指標等の推移については、記載しておりません。
7. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため、記載しておりません。
8. 第21期の1株当たり配当額は、1株当たり55円（うち上場記念配当20円）であります。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容に重要な変更はありません。2025年9月に開校いたしました英国国立エセックス大学公認国際教育提携校では、2026年4月に新入生を受け入れ、本格的にスタートを切っております。

3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4【従業員の状況】

（1）発行者の状況

2026年6月30日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
1,339	30.58	4年1カ月	3,952.8

（注）従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

（2）労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間（2026年1月1日～2026年6月30日）におけるわが国の経済は、雇用・所得環境の改善を背景に緩やかながら回復基調で推移しました。一方で、物価や金利の上昇は続いており、中東をはじめとする地政学リスクもあって、先行きの不透明感が払拭できない状況が続いております。

このような経済状況のもと、当社の事業領域であるIT市場におきましては、企業のデジタルビジネス化に向けたITシステムの移行や最新化、DX実装に向けた需要がいずれも活発化するとともに、AIの活用が本格化してまいりました。また、市場拡大に伴うIT人材不足の懸念は高まっており、より一層IT人材への需要は高まっております。

(ITスクール事業)

トランスナショナル教育サービス事業において、2026年4月の入学生の受け入れにより、売上高は141,490千円（前年同期比125.4%）と前年同期を上回りました。

(人材ソリューション事業)

採用競争の激化により新卒採用は厳しい状況が続いたものの、中途採用を強化したことにより技術者数を積み上げることができました。また、IT人材に対する需要は引き続き堅調に推移したことにより、売上高は3,139,483千円（前年同期比106.7%）となりました。

(コンテンツソリューション事業)

ゲーム分野における大型案件の受託開発が堅調に推移するとともに、セキュリティソリューション案件が拡大したことにより、売上高は278,091千円（前年同期比121.0%）と前年同期を上回りました。

以上の結果、売上高は3,562,115千円（前年同期比108.2%）、となりましたが、トランスナショナル教育サービス事業の初期投資により、営業利益34,164千円（前年同期比32.8%）、経常損失は1,650千円（前年同期は経常利益108,312千円）、中間純損失は1,237千円（前年同期は中間純利益75,729千円）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ57,699千円増加し、当中間会計期間末は832,679千円（前年同期末は728,376千円）となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により使用した資金は177,996千円（前年同期は74,332千円の使用）となりました。これは主に、減価償却費28,975千円及び賞与引当金の増加120,184千円等によりキャッシュ・フローが増加した一方で、契約資産の増加146,291千円、未払金の減少166,936千円及び売上債権の増加50,293千円等によりキャッシュ・フローが減少したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は86,074千円(前年同期は136,368千円の使用)となりました。
これは主に、有形固定資産の取得による支出76,251千円及び無形固定資産の取得による支出10,045千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により獲得した資金は321,382千円(前年同期は8,832千円の獲得)となりました。
これは主に、長期借入金による収入490,000千円があった一方で、短期借入金の純減額144,200千円及び配当金の支払13,740千円によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社の行う事業は提供するサービスの性質上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略いたします。

(2) 受注状況

当社はコンテンツソリューション事業において受注実績が存在するものの、金額的重要性が乏しいため、記載を省略いたします。

(3) 販売実績

当中間会計期間における販売実績を事業ごとに示すと、次のとおりであります。

事業の名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
ITスクール事業	141,490	125.4
人材ソリューション事業	3,139,483	106.7
コンテンツソリューション事業	278,091	121.0
その他	3,049	62.5
合計	3,562,115	108.2

(注) 1. その他は事業に属さない印税収入等となっております。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合が10%未満のため、記載を省略しております。

3【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社の経営方針及び対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

当中間会計期間において、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生又は2026年3月30日に提出した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

担当J-Adviserとの契約解除に関する事項について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大)

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所により認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査および株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約（以下、「J-Adviser契約」とします。）を締結する義務があります。本発行者情報公表時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは宝印刷株式会社（以下、「同社」とします。）であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又はJ-Adviser契約に違反した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情がない限り1か月）を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解約することが出来る旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

＜J-Adviser契約上の義務＞

- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
- ・ 上場規程特例に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無でJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

① 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後1年間において債務超過の状態となった場合を除く。）において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。但し、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という。）第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなること計画している場合（同社が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態で

なくなるための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし当社が提出する当該再建計画並びに次の a 及び b に定める書面に基づき行うものとする。

a 次の(a)から(c)に定める書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 産競法第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

(c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権が記載した書面

b 本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが事実となった場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと同社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合

当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日

c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。)

当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、当社が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 当社が前号 c に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合(当社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までの掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までの掲げる場合には当該 a から c までの掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日
 - (a) TOKYO PRO Market の上場株券等
 - (b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかに TOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等
- b 当社が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議についての書面による報告を受けた日
- c 当社が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合(本条第3号 b の規定の適用を受ける場合を除く。)は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為)で定める行為(以下本号において「吸収合併等」という。)を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合。

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主(当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者)が異動した場合(当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき。

⑧ 発行者情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合
- b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合。

- ⑩ 法令違反及び上場契約違反等
当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合。
- ⑪ 株式事務代行機関への委託
当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。
- ⑫ 株式の譲渡制限
当社が TOKYO PRO Market に上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。
- ⑬ 完全子会社化
当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。
- ⑭ 指定振替機関における取扱い
当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。
- ⑮ 株主の権利の不当な制限
当社が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合をいう。
- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収への対抗措置(以下「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収への対抗措置の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。)
 - b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
 - c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると当社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)
 - d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
 - e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。)の発行に係る決議又は決定。
 - f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。
 - g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の效果をもたらす行為に係る決議又は決定。
- ⑯ 全部取得
当社が TOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。
- ⑰ 株式等売渡請求による取得
特別支配株主が当社の銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑱ 株式併合

当社が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑲ 反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと当社が認めるとき。

⑳ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合。このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東証へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。

なお、本書公表日現在において、担当J-Adviser 契約の解約につながる可能性のある要因は発生しておりません。

5【重要な契約等】

提携契約

契約締結先	国名	契約締結日	契約期間	契約内容
University of Essex	英国	2025 年 5 月 22 日	2025 年 5 月 22 日 から 2030 年 9 月 30 日 まで	・ 所定の評価要件を満たした学生に対する University of Essex の学位の授与 ・ マーケティングのための University of Essex の商標使用 ・ 学生数に応じた学生登録料の支払い

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されております。この中間財務諸表の作成において、会計方針の選択・適用及び損益又は資産の状況に影響を与える見積りの判断は、一定の会計基準の範囲内において、過去の実績や判断時点で入手可能な情報に基づき合理的に行っておりますが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果は、これらの見積りとは異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当中間会計期間末における流動資産の残高は2,022,244千円で、前事業年度末に比べ219,626千円増加しております。これは主に、現金及び預金の増加57,711千円、売掛金の増加50,293千円及び契約資産の増加146,291千円によるものであります。

(固定資産)

当中間会計期間末における固定資産の残高は914,917千円で、前事業年度末に比べ52,014千円増加しております。これは主に、社宅の完成等に伴う建物の増加240,107千円及び建設仮勘定の建物等への振替による減少174,200千円によるものであります。

(流動負債)

当中間会計期間末における流動負債の残高は1,927,604千円で、前事業年度末に比べ168,271千円減少しております。これは主に、未払金の減少166,936千円及び短期借入金の減少144,200千円があった一方で、賞与引当金の増加120,184千円によるものであります。

(固定負債)

当中間会計期間末における固定負債の残高は640,493千円で、前事業年度末に比べ454,890千円増加しております。これは主に、長期借入金の増加454,602千円によるものであります。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産の残高は369,064千円で、前事業年度末に比べ14,977千円減少しております。これは主に、剰余金の配当による減少13,740千円及び中間純損失1,237千円の計上によるものであります。

(3) 経営成績の分析

「第3【事業の状況】 1【業績等の概要】(1) 業績」に記載のとおりであります。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因について

「第3【事業の状況】 4【事業等のリスク】」に記載のとおりであります。

(5) キャッシュ・フローの分析

「第3【事業の状況】 1【業績等の概要】(2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

「第3【事業の状況】 3【対処すべき課題】」に記載のとおりであります。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、社宅の完成に伴い、建設仮勘定から振り替えたことにより、以下のとおり建物等が増加しております。

2026年6月30日現在

事業所名 (所在地)	事業の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)			
			建物 (千円)	附属設備 (千円)	構築物 (千円)	合計 (千円)
社宅 (東京都板橋区A棟)	全社（共通）	厚生施設他	68,394	16,668	2,459	87,521
社宅 (東京都板橋区B棟)	全社（共通）	厚生施設他	125,916	29,129	4,119	159,164

2【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数	未発行株式数	中間会計期間末現在発行数 (2026年6月30日)	公表日現在発行数 (2026年9月29日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	12,000,000	9,000,000	3,000,000	3,000,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	12,000,000	9,000,000	3,000,000	3,000,000	—	—

(注) 未発行株式数には新株予約権の行使により発行される予定の普通株式415,080株が含まれております。

(2)【新株予約権等の状況】

第1回新株予約権 (2021年11月30日臨時株主総会決議、2021年11月30日取締役会決議)

区分	中間会計期間末現在 (2026年6月30日)	公表日の前月末現在 (2026年8月31日)
新株予約権の数(個)	269,404	269,404
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	2,442	4,324
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	269,404 (注) 1	269,404 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50 (注) 2	50 (注) 2
新株予約権の行使期間	2023年12月1日～2031年11月30日	2023年12月1日～2031年11月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50 資本組入額 25	発行価格 50 資本組入額 25
新株予約権の行使の条件	(注) 3	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要するものとする。	新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	(注) 5

(注) 1. 新株予約権1個の目的である株式の数は1株とする。

なお、割当日後、当社が株式の分割(株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式の併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができる。

2. 下記の各事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとし、下記の各算式により調整された行使価額に新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた額とする。なお、調整後の行使価額は、1円未満の端数を切り上げる。

- i 当社が株式分割または株式併合を行う場合

$$\frac{\text{調整後行使価額}}{\text{額}} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{額}} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ii 当社が時価を下回る価額で募集株式の発行または自己株式の処分（株式の無償割当てによる株式の発行および自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む。）の行使による場合および当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。）を行う場合

$$\frac{\text{調整後行使価額}}{\text{額}} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{額}} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数、募集株式発行前の株価を自己株式処分前の株価にそれぞれ読み替えるものとする。また、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格がない場合、調整前行使価額とし、当社株式に市場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とする。

- iii 当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、または当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使の条件

- i 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役および従業員の地位にあることを要するものとする。
- ii 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めるものとする。

4. 新株予約権の取得の条件

- i 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、または当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議）がなされたとき、ならびに株式移転の議案につき株主総会の決議がなされたときは、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
- ii 新株予約権者が、(注) 3. i、ii に定める規定に基づく新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができる。

5. 組織再編時の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

- i 合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

- ii 吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

- iii 新設分割

新設分割により設立する株式会社

iv 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

v 株式移転

株式移転により設立する株式会社

6. 付与対象者の退職により、本書公表日の前月末現在における付与対象者の区分及び人数は、当社取締役 5 名、当社従業員 317 名となっております。

第2回新株予約権（2021年12月21日臨時株主総会決議、2021年12月20日取締役会決議）

当社は時価発行新株予約権信託を活用したインセンティブ・プランを導入しております。

区分	中間会計期間末現在 (2026年6月30日)	公表日の前月末現在 (2026年8月31日)
新株予約権の数(個)	150,000	150,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	150,000 (注) 1	150,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50 (注) 2	50 (注) 2
新株予約権の行使期間	2021年12月23日～2036年12月22日	2021年12月23日～2036年12月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50 資本組入額 25	発行価格 50 資本組入額 25
新株予約権の行使の条件	(注) 3	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要するものとする。	新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	(注) 5

(注) 1. 新株予約権1個の目的である株式の数は1株とする。

なお、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換及び株式交付による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- i 新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて、次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。
 - (a) 50 円（ただし、上記（注） 2. において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（ただし、払込金額が会社法第 199 条第 3 項・同第 200 条第 2 項に定める「特に有利な金額である場合」および普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合ならびに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。）。
 - (b) 50 円（ただし、上記（注） 2. において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）。
 - (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、50 円（ただし、上記（注） 2. において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
 - (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 50 円（ただし、上記（注） 2. において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格となったとき。
- ii 本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社の子会社もしくは関連会社の取締役、監査役、従業員もしくは顧問、業務委託契約先等の社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- iii 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使を認める。
- iv 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- v 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の取得の条件

- i 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。ただし、当社と契約関係にある信託会社が本新株予約権者である場合にはこの限りではない。
- ii 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（注） 3. に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。ただし、当社と契約関係にある信託会社が本新株予約権者である場合にはこの限りではない。

5. 組織再編時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（注） 1. に準じて決定する。

iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注） 2. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（注） 5. iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

v 新株予約権を行使することができる期間

行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。

vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上表に準じて決定する。

vii 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

viii その他新株予約権の行使の条件

上記（注） 3. に準じて決定する。

ix 新株予約権の取得事由及び条件

上記（注） 4. に準じて決定する。

x その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

6. 当社は、ストックオプション制度に準じた制度として、第 2 回新株予約権を発行しております。当社の企業価値の増大を図るため当社及び当社子会社並びに関連会社の取締役、監査役、従業員、業務委託契約先等の社外協力者向けのインセンティブ・プランを導入することを目的として、2021 年 12 月 21 日開催の臨時株主総会に基づき、2021 年 12 月 22 日付でフロンティア信託株式会社（注）を受託者として「時価発行新株予約権信託」（以下「本信託」という。）を設定しております。本信託に基づき、藤正幸は受託者に資金を信託し、当社は 2021 年 12 月 23 日にフロンティア信託株式会社に対して第 2 回新株予約権を発行しております。

本信託は、当社の現在及び将来の役職員等に対して、その功績に応じて、現在の役職員に対して、将来の功績評価をもとにインセンティブ分配の多寡を決定することを可能とするとともに、将来採用された役職員に対しても、関与時期によって過度に差が生じることなく同様の基準に従ってインセンティブを分配することを可能とするものであります。第 2 回新株予約権の分配を受けた者は、当該新株予約権の発行要領及び取り扱いに関する契約の内容に従って、当該新株予約権を行使することができます。

本信託の概要は以下のとおりであります。

名称	時価発行新株予約権信託
委託者	藤 正幸
受託者	フロンティア信託株式会社（注）
信託契約日（信託契約開始日）	2021 年 12 月 22 日
信託の新株予約権数	150,000 個
信託期間満了日（交付基準日）	受益者指定権が行使された日
信託の目的	第 2 回新株予約権 150,000 個
受益者適格要件	受益者指定権者が受益者指定日に受益候補者の中から受益者として指定した者。なお、受益候補者は、発行会社及びその子会社・関連会社における、取締役、監査役及び従業員並びに顧問及び業務委託先（但し、いかなる場合にも、①委託者が個人の場合、委託者及びその親族並びにこれらの者を実質的支配者とする法人や組合を含まない、②委託者が法人の場合、委託者並びに委託者の実質的支配者及びその親族を含まない、③委託者が個人または法人のいずれの場合にも発行会社含まない）並びに、時価発行新株予約権契約の定めに基づき新たに設定された他の時価発行新株予約権信託における受託者としてのフロンティア信託株式会社

（注）コタエル信託株式会社は2026年 8 月 1 日付でフロンティア信託株式会社に商号変更しました。

（３）【M S C B 等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（５）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備 金増減額 (千円)	資本準備 金残高 (千円)
2026 年 6 月 30 日	—	3,000,000	—	30,000	—	—

(6) 【大株主の状況】

2026年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式の総 数に対する所有 株式数の割合 (%)
藤 正幸	東京都文京区	1,989,900	66.33
株式会社藤ホールディングス	東京都文京区小石川一丁目14番3	1,010,000	33.67
シーアールエス株式会社	東京都新宿区新宿1-14-5 新宿 KM ビル 3F	100	0.00
計	—	3,000,000	100.00

(注) 発行済株式の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年6月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 3,000,000	30,000	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株です。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	3,000,000	—	—
総株主の議決権	—	30,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2026年1月	2026年2月	2026年3月	2026年4月	2026年5月	2026年6月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は東京証券取引所 TOKYO PRO Market におけるものであります。
2. 最近6月間において、売買実績がないため記載しておりません。

3【役員の状況】

前事業年度の発行者情報公表後、当中間会計期間において役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間会計期間(2026年1月1日から2026年6月30日まで)の中間財務諸表について、監査法人A&Aパートナーズにより期中レビューを受けております。

3. 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年12月31日)	当中間会計期間 (2026年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	779,983	837,694
売掛金	752,536	802,829
契約資産	127,275	273,566
貯蔵品	12,313	10,232
前渡金	4,240	966
前払費用	64,152	96,458
未収還付法人税等	20,360	-
その他	41,931	709
貸倒引当金	△176	△214
流動資産合計	1,802,617	2,022,244
固定資産		
有形固定資産		
建物	185,689	425,797
構築物	-	6,578
機械及び装置	7,581	7,581
工具、器具及び備品	40,529	42,749
土地	276,036	276,036
建設仮勘定	174,200	-
減価償却累計額	△49,099	△63,753
有形固定資産合計	634,936	694,988
無形固定資産		
商標権	1,111	1,054
ソフトウェア	80,343	77,958
無形固定資産合計	81,455	79,012
投資その他の資産		
出資金	100	100
破産更生債権等	32,500	32,500
長期前払費用	2,958	1,374
繰延税金資産	83,090	83,627
その他	60,362	55,815
貸倒引当金	△32,500	△32,500
投資その他の資産合計	146,511	140,916
固定資産合計	862,903	914,917
資産合計	2,665,520	2,937,162

(単位：千円)

	前事業年度 (2025 年 12 月 31 日)	当中間会計期間 (2026 年 6 月 30 日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	24,105	20,900
短期借入金	994,200	850,000
1 年内返済予定の長期借入金	17,235	41,955
未払金	683,998	517,062
未払費用	61,144	53,952
未払消費税等	124,606	98,982
返金負債	7	6
前受金	14,471	33,633
預り金	25,826	40,665
賞与引当金	150,260	270,444
その他	18	-
流動負債合計	2,095,875	1,927,604
固定負債		
長期借入金	151,023	605,625
資産除去債務	34,579	34,867
固定負債合計	185,602	640,493
負債合計	2,281,478	2,568,097
純資産の部		
株主資本		
資本金	30,000	30,000
利益剰余金		
利益準備金	7,500	7,500
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	346,361	331,384
利益剰余金合計	353,861	338,884
株主資本合計	383,861	368,884
新株予約権	180	180
純資産合計	384,041	369,064
負債純資産合計	2,665,520	2,937,162

②【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日)	当中間会計期間 (自 2026 年 1 月 1 日 至 2026 年 6 月 30 日)
売上高	3,291,076	3,562,115
売上原価	2,693,384	2,933,385
売上総利益	597,692	628,730
販売費及び一般管理費	※ 493,396	※ 594,565
営業利益	104,295	34,164
営業外収益		
受取利息	408	1,055
受取配当金	3	3
受取家賃	933	2,620
助成金収入	4,148	4,398
ポイント還元収入	3,634	1,660
その他	201	229
営業外収益合計	9,329	9,967
営業外費用		
支払利息	4,605	10,011
受取家賃原価	354	33,308
その他	352	2,461
営業外費用合計	5,311	45,782
経常利益又は経常損失 (△)	108,312	△1,650
税引前中間純利益又は税引前中間純損失 (△)	108,312	△1,650
法人税等	32,583	△412
中間純利益又は中間純損失 (△)	75,729	△1,237

③【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日)	当中間会計期間 (自 2026 年 1 月 1 日 至 2026 年 6 月 30 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益又は税引前中間純損失 (△)	108,312	△1,650
減価償却費	14,344	28,975
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	36	38
賞与引当金の増減額 (△は減少)	135,408	120,184
受取利息及び配当金	△411	△1,058
支払利息	4,605	10,011
助成金収入	△4,148	△4,398
売上債権の増減額 (△は増加)	△80,129	△50,293
契約資産の増減額 (△は増加)	△116,985	△146,291
棚卸資産の増減額 (△は増加)	963	2,080
立替金の増減額 (△は増加)	12,370	41,541
買掛金の増減額 (△は減少)	6,562	△3,205
未払金の増減額 (△は減少)	△100,549	△166,936
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△31,414	△25,623
その他	20,404	23,485
小計	△30,629	△173,138
利息及び配当金の受取額	411	1,058
利息の支払額	△5,041	△10,190
助成金の受取額	4,148	4,398
法人税等の支払額	△43,221	△123
営業活動によるキャッシュ・フロー	△74,332	△177,996
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△5,003	△5,015
定期預金の払戻による収入	5,001	5,003
有形固定資産の取得による支出	△79,397	△76,251
無形固定資産の取得による支出	△14,939	△10,045
敷金及び保証金の差入による支出	△42,396	-
その他	367	235
投資活動によるキャッシュ・フロー	△136,368	△86,074
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	175,800	△144,200
長期借入れによる収入	-	490,000
長期借入金の返済による支出	△1,968	△10,677
配当金の支払額	△165,000	△13,740
財務活動によるキャッシュ・フロー	8,832	321,382
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	388
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△201,869	57,699
現金及び現金同等物の期首残高	930,245	774,980
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 728,376	※ 832,679

【注記事項】

(中間財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当中間会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益又は税引前中間純損失に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(中間損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)	当中間会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
役員報酬	56,185千円	55,518千円
給料手当	165,556	176,782
減価償却費	10,740	11,080
広告宣伝費	25,979	147,832
支払報酬	46,115	32,318
賞与引当金繰入額	47,896	11,271

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)	当中間会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
現金及び預金勘定	733,379千円	837,694千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△5,003	△5,015
現金及び現金同等物	728,376	832,679

(株主資本等関係)

前中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年3月28日 定時株主総会	普通株式	165,000	55.00	2024年12月31日	2025年3月31日

(注) 1株当たり配当額のうち20円は上場記念配当であります。

2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

当中間会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年3月30日 定時株主総会	普通株式	13,740	4.58	2025年12月31日	2026年3月31日

2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの
該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間会計期間（自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日）

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	中間財務諸 表計上額 (注) 3
	ITスクール 事業	人材ソリ ューショ ン事業	コンテン ツソリ ューショ ン事業	計				
売上高 外部顧客への 売上高	112,821	2,943,459	229,916	3,286,196	4,879	3,291,076	-	3,291,076
計	112,821	2,943,459	229,916	3,286,196	4,879	3,291,076	-	3,291,076
セグメント利益	26,410	538,542	8,826	573,778	4,879	578,658	△474,362	104,295

- (注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、書籍の発行による印税収入であります。
2. セグメント利益の調整額△474,362 千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。
3. セグメント利益は、中間財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当中間会計期間（自 2026 年 1 月 1 日 至 2026 年 6 月 30 日）

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	中間財務諸 表計上額 (注) 3
	ITスクール 事業	人材ソリ ューショ ン事業	コンテン ツソリ ューショ ン事業	計				
売上高 外部顧客への 売上高	141,490	3,139,483	278,091	3,559,066	3,049	3,562,115	-	3,562,115
計	141,490	3,139,483	278,091	3,559,066	3,049	3,562,115	-	3,562,115
セグメント利益 又は損失 (△)	△194,977	609,142	△6,500	407,664	3,049	410,714	△376,549	34,164

- (注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、書籍の発行による印税収入であります。
2. セグメント利益又は損失の調整額△376,549 千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。
3. セグメント利益又は損失 (△) は、中間財務諸表の営業利益と調整を行っております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日)	当中間会計期間 (自 2026 年 1 月 1 日 至 2026 年 6 月 30 日)
IT スクール		
個人向けサービス	10,606	6,609
法人向けサービス	102,215	98,691
トランスナショナル教育サービス	—	36,190
人材ソリューション		
IT ソリューションサービス	2,931,429	3,132,388
人材紹介サービス	12,030	7,094
コンテンツソリューション		
ゲーム企画・開発サービス	108,986	143,286
セキュリティサービス	60,998	85,704
ワンストップソリューションサービス	30,766	27,229
メディアソリューションズ	29,163	21,870
その他	4,879	3,049
顧客との契約から生じる収益	3,291,076	3,562,115
外部顧客への売上高	3,291,076	3,562,115

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益又は中間純損失及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)	当中間会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
(1) 1株当たり中間純利益又は中間純損失 (△)	25円24銭	△0円41銭
(算定上の基礎)		
中間純利益又は中間純損失 (△) (千円)	75,729	△1,237
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る中間純利益金額又は中間純損失金額 (△) (千円)	75,729	△1,237
普通株式の期中平均株式数 (株)	3,000,000	3,000,000
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益	22円32銭	—
(算定上の基礎)		
中間純利益調整額 (千円)	—	—
普通株式増加数 (株)	393,317	—
(うち新株予約権 (株))	(393,317)	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で前事業 年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(注) 当中間会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり中間純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2)その他

該当事項はありません。

第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第 1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年9月29日

株 式 会 社 エ ス ア イ イ ー
取 締 役 会 御 中

監査法人A&Aパートナーズ

東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 木 間 久 幸
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 永 利 浩 史
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エスアイイーの2026年1月1日から2026年12月31日までの第23期事業年度の中間会計期間（2026年1月1日から2026年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エスアイイーの2026年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を

喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、期中レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。